

# 水道法施行規則一部改正の要点

「水道法施行規則の一部を改正する省令」(平成23年厚生労働省令第125号)が公布され、一部が平成24年4月1日から施行されます。水道事業者等<sup>\*1</sup>が水質検査を水質検査機関<sup>\*2</sup>に委託する場合、踏まえるべき主な事項の要点を以下に示します。

※1 水道事業者等水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者

※2 地方公共団体の機関又は厚生労働省から登録を受けた水質検査機関

◆ 水道事業者等が水質検査を水質検査機関に委託する場合は、書面により直接契約を締結する。

## ◎ここがポイント!

水道事業者等が水道事業等を第三者委託し、厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出ている場合、その委託された者は水質検査機関と直接契約を結ぶことができます。

また、委託契約書には、次に掲げる事項を含むこととされています。

- ①委託する水質検査の項目
- ②定期検査の時期及び回数
- ③委託料
- ④試料の採取又は運搬を委託するときは、その採取又は運搬の方法
- ⑤水質検査の結果の根拠となる書類
- ⑥臨時検査の実施の有無

なお、臨時検査は、継続的に水質を評価する観点から、定期検査と臨時検査の委託先は同一の水質検査機関であることが望ましいとされています。

◆ 水道事業者等は、水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び厚生労働省等による外部精度管理調査に係る資料、水質基準項目に関する品質管理の認証(水道 GLP、ISO/IEC17025 等)取得やこれに類する取組の状況に関する書類を確認する。

◆ 水道事業者等は、水質検査機関に水質検査を委託して行う場合においても、水質検査の結果に責任を持たなければならない。

## ◎ここがポイント!

水道事業者等は、検査施設への立入検査及び試料のクロスチェック等、実施の水質検査機関における水質検査の業務の確認に関する調査(日常業務確認調査)を実施し、水質検査機関の技術能力の把握に努めることが求められます。

◆ 委託する水質検査機関の選定に当たり一定の価格競争が生じる場合においても、水質検査の信頼性を確保するために必要な費用を負担した上で、適切な委託形態を確保すること。

## ◎ここがポイント!

水道事業者等が水質検査を委託する際に適切な水質検査の実施が困難になるほどの低廉な価格での業務委託を行わないように、以下のように取り決めがなされました。

- ①水道事業者等は、委託する水質検査業務の内容を契約において明らかにし、検査価格を積算した上で水質検査業務を発注すること。
- ②低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を活用するよう努めること。
- ③水質検査機関に落札した検査料金の積算等を確認するよう努めること。

詳しくは、当社 環境分析部 貝森、清水(圭)(フリーダイヤル0120-01-2590 内線318、293)まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

